資料3

基本構想・マスタープランの作成状況

バリアフリー基本構想とは

国土交通省

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。
基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

●重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

●生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（３以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

●実施すべき特定事業に関する事項
［R2.6.19「教育啓発特定事業」追加］

- 事業内容
- 対象施設
- 事業者
- 整備内容
- 事業実施時期

等を記載。

●移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

☆市街地開発事業との調整
☆駐輪施設の整備等の市街地改善
☆交通手段の充実
☆ソフト施策　　等

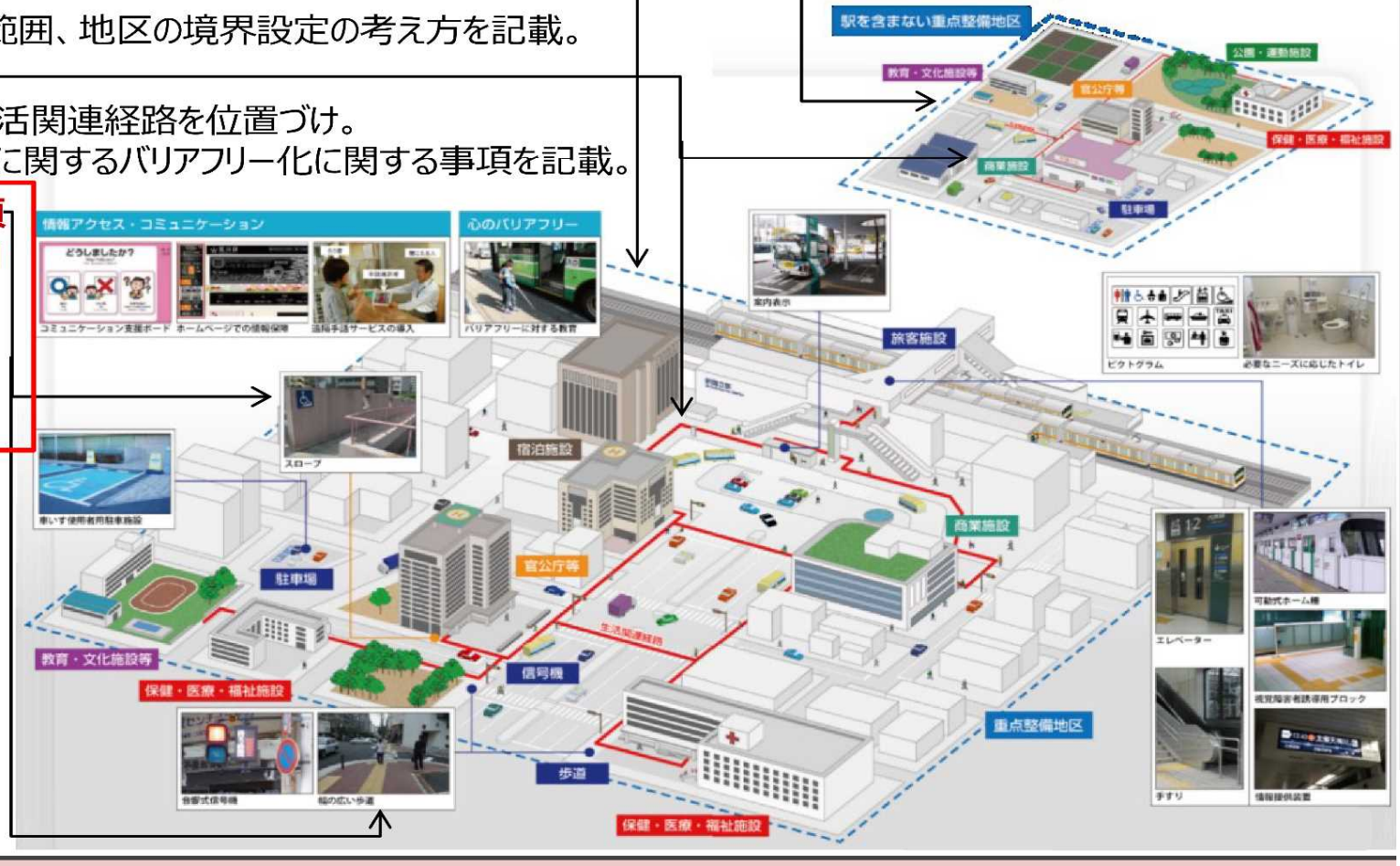

（参考）基本構想に位置づけられる特定事業

国土交通省

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入

ホームドアの設置等

道路特定事業

視覚障害者誘導用ブロックの設置

車道との段差解消

路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備等

都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等

建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等の段差解消

障害者対応型トイレの整備

交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機

エスコートゾーンの設置

＋ **R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設**

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- 小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- 公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- 障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- 高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会　等

【教育啓発特定事業のイメージ】

小学生による公共交通の利用疑似体験

タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）とは

国土交通省

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。
具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

●移動等円滑化促進地区の位置・区域
- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

●生活関連施設・生活関連経路
- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

●移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

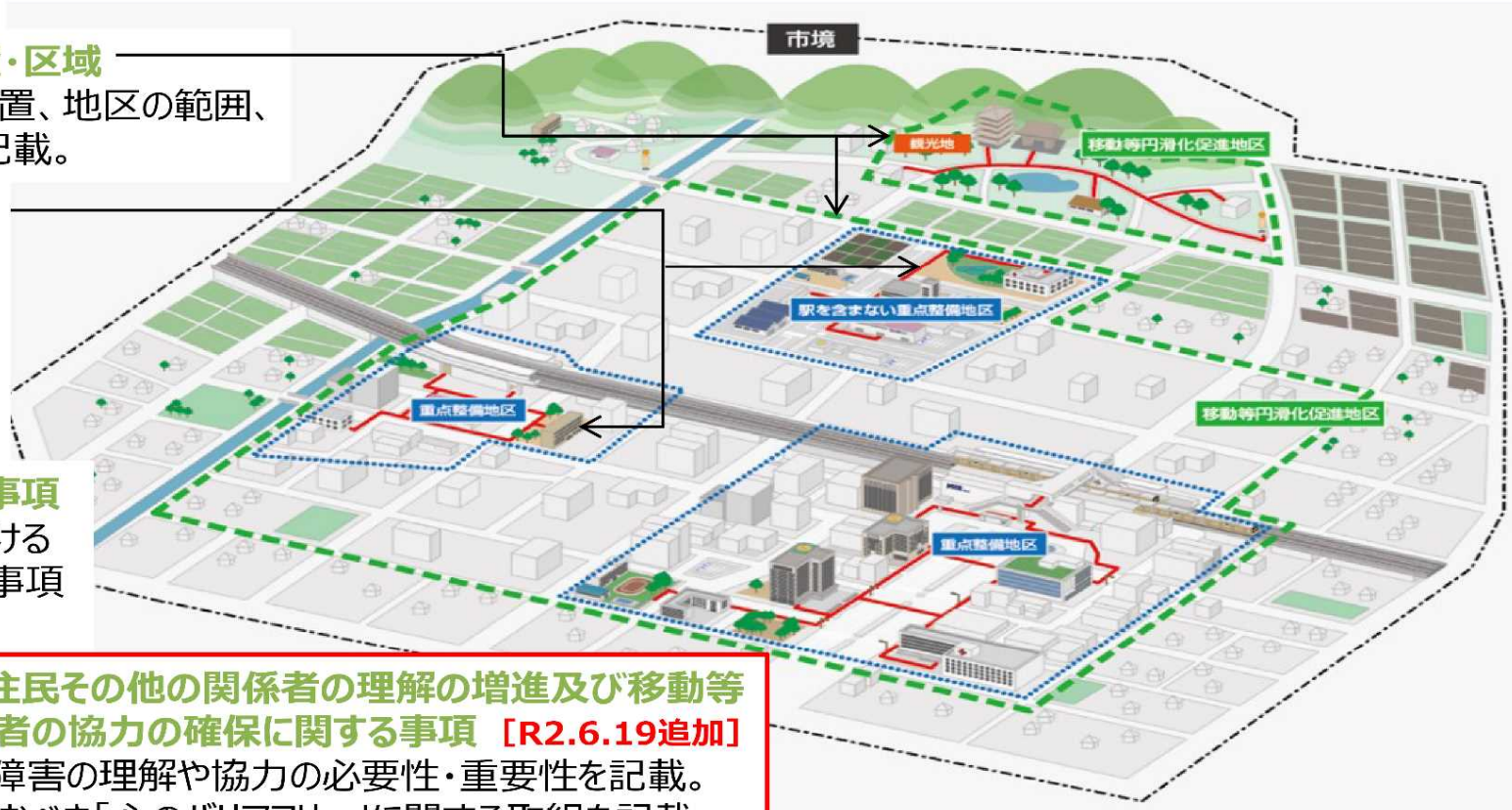

●移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 ［R2.6.19追加］
- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。

◎ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

基本構想の作成状況 （令和4年3月31日現在）

国土交通省

北海道における基本構想は、14市2町において作成されている。

＜基本構想の作成　自治体数（全国）＞

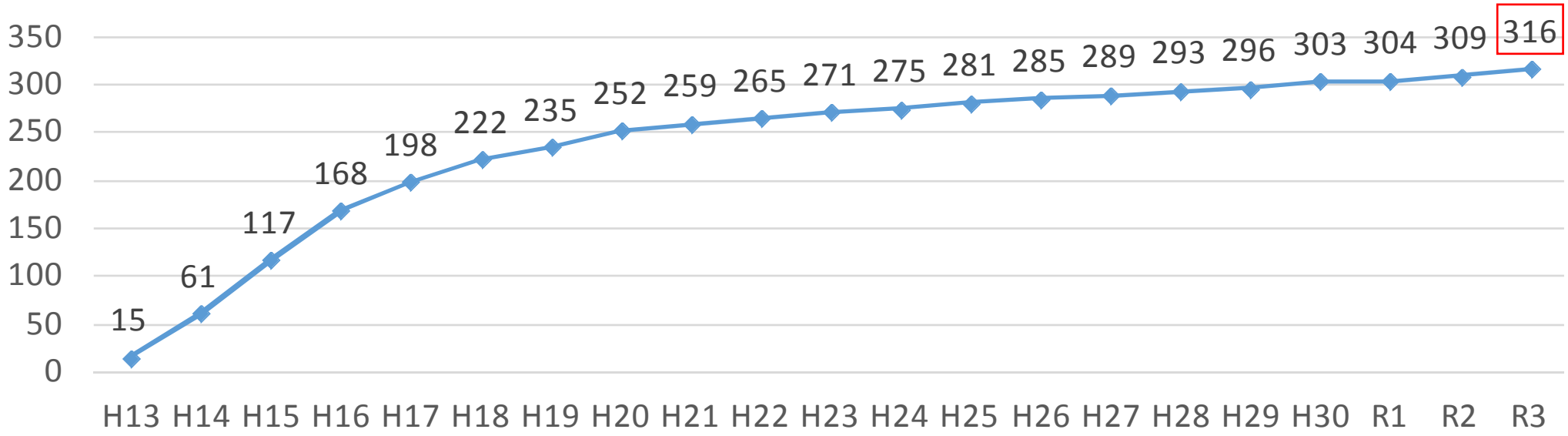

	全国	市・区	政令市	中核市	その他の市	特別区	町	村
作成率	18.2 %	35.7 %	95.0 %	83.8 %	28.0 %	91.3 %	3.4 %	0.0 %
作成数	316 ／ 1741	291 ／ 815	19 ／ 20	52 ／ 62	199 ／ 710	21 ／ 23	25 ／ 743	0 ／ 183

	北海道	市	政令市	中核市	その他の市	町	村
作成率	8.9 %	40.0 %	100.0 %	50.0 %	37.5 %	1.6 %	0.0 %
作成数	16 ／ 179	14 ／ 35	1 ／ 1	1 ／ 2	12 ／ 32	2 ／ 129	0 ／ 15

北海道における基本構想・マスタープラン作成状況

国土交通省

＜R4.3末現在＞

基本構想・マスタープラン作成済み自治体

	北海道	全国	目標（※）
基本構想	16	316	450
マスタープラン	1	22	350
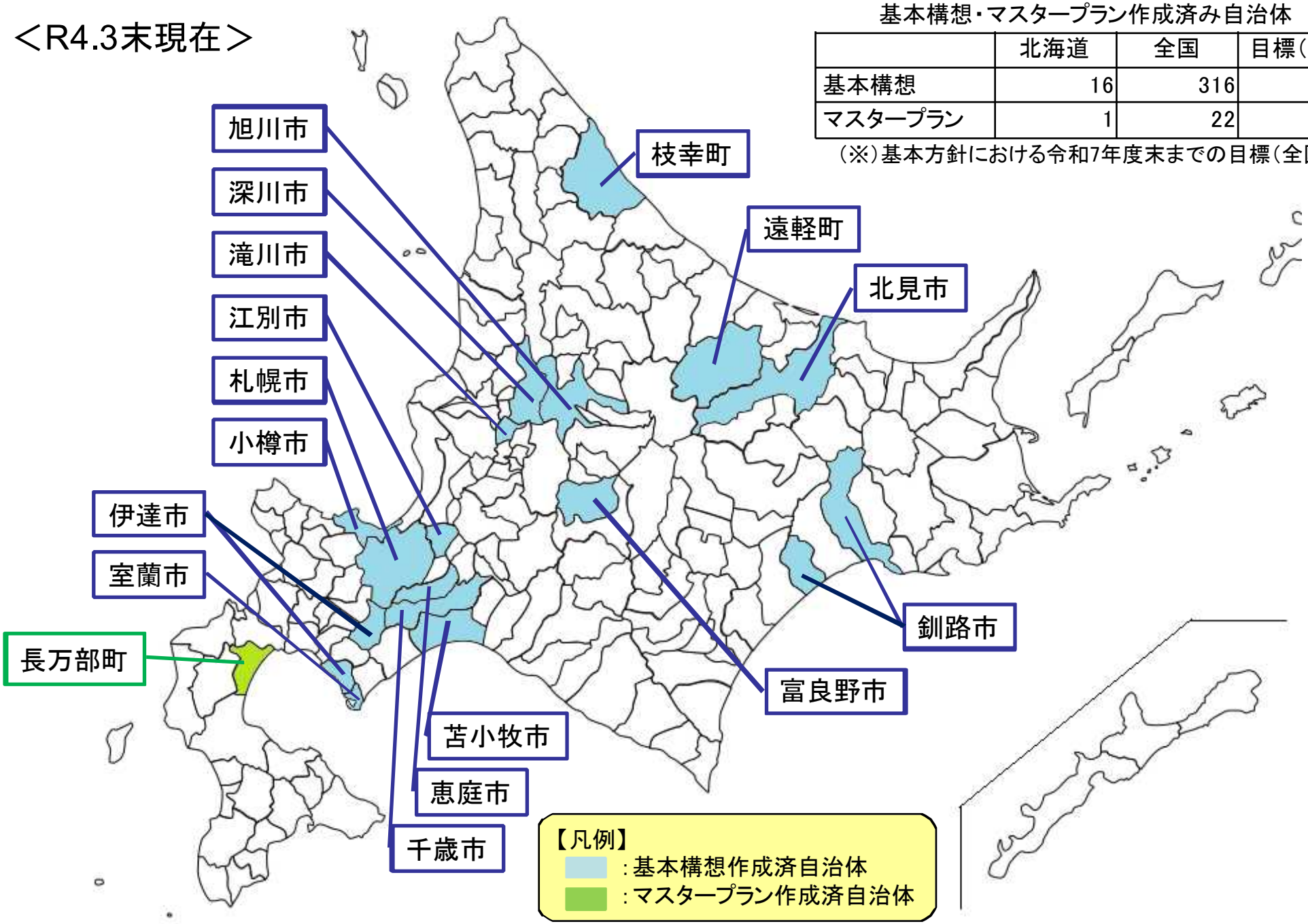
（※）基本方針における令和7年度末までの目標（全国）